

# 上田市立丸子北中学校『いじめ防止基本方針』

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的な苦痛を感じているもの」をいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行わなければならない。

(平成 18 年度文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

### (2) 基本理念

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のために、全ての生徒を対象として、いじめの未然防止指導を行う。
- ・全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校に関わる関係者が一体となって継続的に取り組む。

### (3) いじめ防止に向けた学校職員の責務

全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。そして、もしいじめを受けていると思われる生徒がいたときは、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組【別表1 いじめ防止基本方針フロー図参照】

### (1) いじめの未然防止

いじめを許さない学校としていくためには、生徒たちの友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく必要がある。本校においては、以下のように指導・支援を行って、毎日の学級づくりに取り組んでいく。

#### ①授業改善(魅力ある授業づくり)

- ・全職員が「わかった・できた・伸びた」を実感できる授業に努め、日々の授業を公開し、授業規律、教科指導、生徒支援等の観点から互い意見交換を行い改善を図る。

#### ②道徳教育・人権同和教育・情報モラル教育の充実

- ・命と人権の大切さについて考える授業や講演会等を通して、自他を尊重する人権意識の高い集団を育てる。

#### ③多様性を包摂するあたたかい学級・学年づくり

- ・「美点凝視」でお互いの良さや個性にフォーカスし、タイムリーに認め合うことで自己有用感を高める。
- ・自分の思いや願いを伝え合う、発表し合う機会をできるだけ設ける。

#### ④校内研修の充実(職員の資質向上と生徒理解)

- ・生徒の行動の奥にある背景や思い、心情、特性を理解し、肯定的、共感的に受け止め、寄り添えるよう研修を積み上げる。

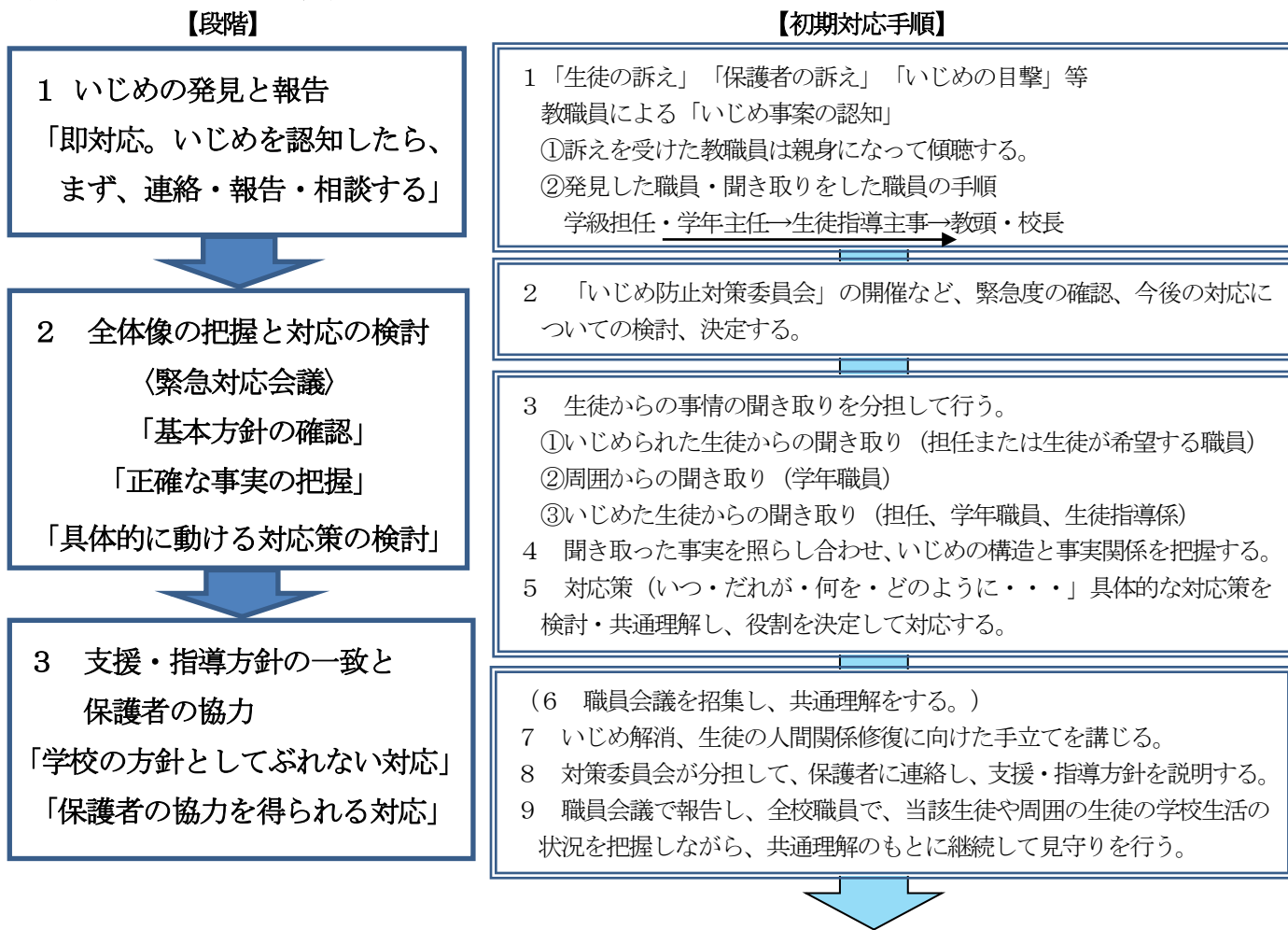
ア	発達障がいへの理解と対応		イ	丸子学校人権教育研修会	7月
ウ	ブロック人権同和教育研修	11月	エ	非違行為防止研修	月1回目安
オ	情報モラル教育研修	年数回	カ	学級集団作りについての研修	年数回

**(2) いじめの早期発見**

- ① 日常の会話や生活記録を通した生徒の気持ち（変化）の把握
- ② 休み時間や給食、清掃の時間等生徒とともに過ごす時間の確保
- ③ いじめ人権等に関するアンケートの実施（毎月）
- ④ 生徒指導係会（いじめ対策委員会）隔週月曜日実施
- ⑤ アセスの実施      ⑥ 教育相談・個別懇談会の実施（6月・11月・12月）
- ⑦ 「SOSの出し方に関する教育」の推進

**3 いじめへの対応 【別表2 参照】**

**(1) いじめが起きた時の初期対応の手順**



**(2) 重大な事案・緊急を要する事案 【別表2 参照】**

**(3) 個に応じた具体的な対応方針**

《いじめられている生徒には》

いじめられている生徒に寄り添い、まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴・受容し、守る。

- 受容→つらさや悔しさを受容的、共感的に受け止める。（傾聴の姿勢）
  - 安心→具体的な支援内容を示しながら不安の除去に努める。（教師は絶対的な味方）
  - 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
  - 回復→人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
  - 成長→自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）
- ※スクールカウンセラーも含め、外部機関とも連携して心理的ケアを行う。

### 《いじめている生徒には》

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して指導・支援していく。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。  
(中立的な立場で事実確認を行う)
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- 内省→いじめられている生徒のつらさに気づかせるとともに、今後の行動の仕方について一緒に考える。(いじめは絶対にいけないことの指導)
- 処遇→課題解決のための支援を行う(いじめのエネルギーをプラスの行動に向かうよう良さを認める)
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)  
※スクールカウンセラーも含め、外部機関とも連携して心理的ケアを行う。

### 《いじめられている生徒の保護者には》

安心できる学校生活に向け、学校が行うことを共有し、理解と協力を得る。

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめられている生徒を守るという姿勢を示す。
- 思いや願いに寄り添い、学校としてできることを誠実に行うことで信頼関係を構築する。
- 家庭との連絡を密にとる。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼
- 被害者の保護者に、具体的な取組を伝えて理解を得る。
- 生徒、保護者の意向と思いを伺いながら謝罪の場を設定するか判断する。

### 《いじめている生徒の保護者には》

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- 事実を正確に伝える。
- 保護者の心情を理解する。(怒り・自責の念・今後への不安など)
- 学校の指導方針を説明し、理解を得る。
- 家庭と学校での役割分担を明確にし、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。
- 謝罪についてはいじめられた生徒、保護者の意向と思いに沿った形で行う。

### 《学級には》

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- 当事者の了解・配慮のもと、必要に応じて学級・学年全体の問題として考える場をもつ。
- 「観衆」(はやしたてる)や「傍観者」(見て見ぬふりをする)の生徒も、問題の関係者としていじめられた生徒の気持ちや自分たちがとった行動(行為)がもたらす結果について振り返らせる。
- 観衆的に振舞った生徒には、その行為がいじめを助長したことを理解させる。
- 傍観的に振舞った生徒には、見て見ぬ振りをしたことは、いじめを許したのと同じであることに気付かせる。いじめを直接やめさせることができなくても、誰かに知らせる行動を取るよう伝える。

### 《関係機関との連携》

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談を迅速に行うとともに、各関係機関との連携を図る。

- 校内いじめ対策委員会が中心となって対応し、教育委員会の助言・指導を受ける。
- 関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。
- 年度当初、いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認しておく。

#### 4 いじめに対する措置

- (1) 学校は、通報を受けたときや学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめの事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための場や謝罪の会をもつ。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄の警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

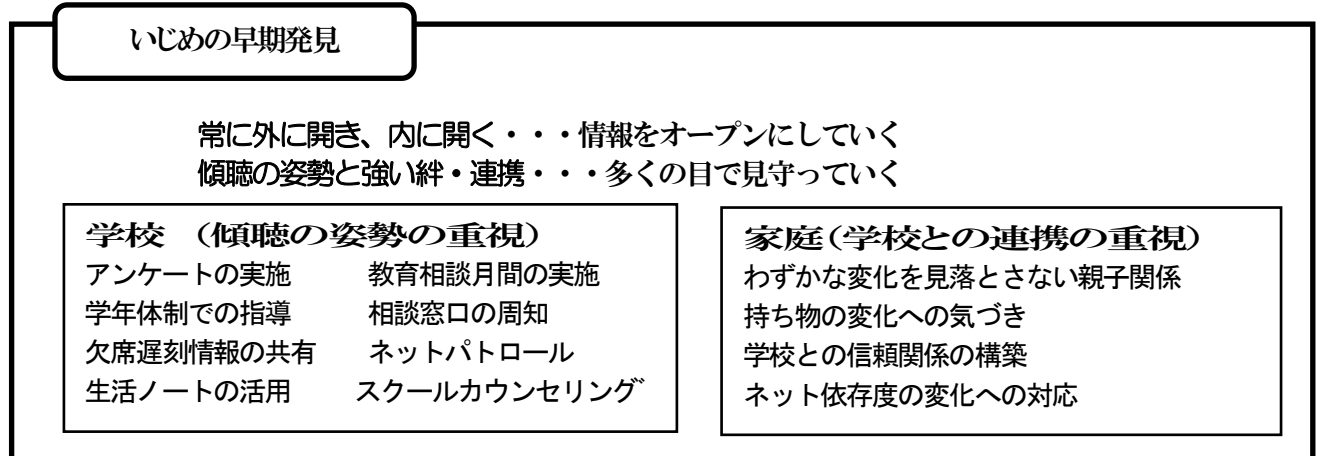
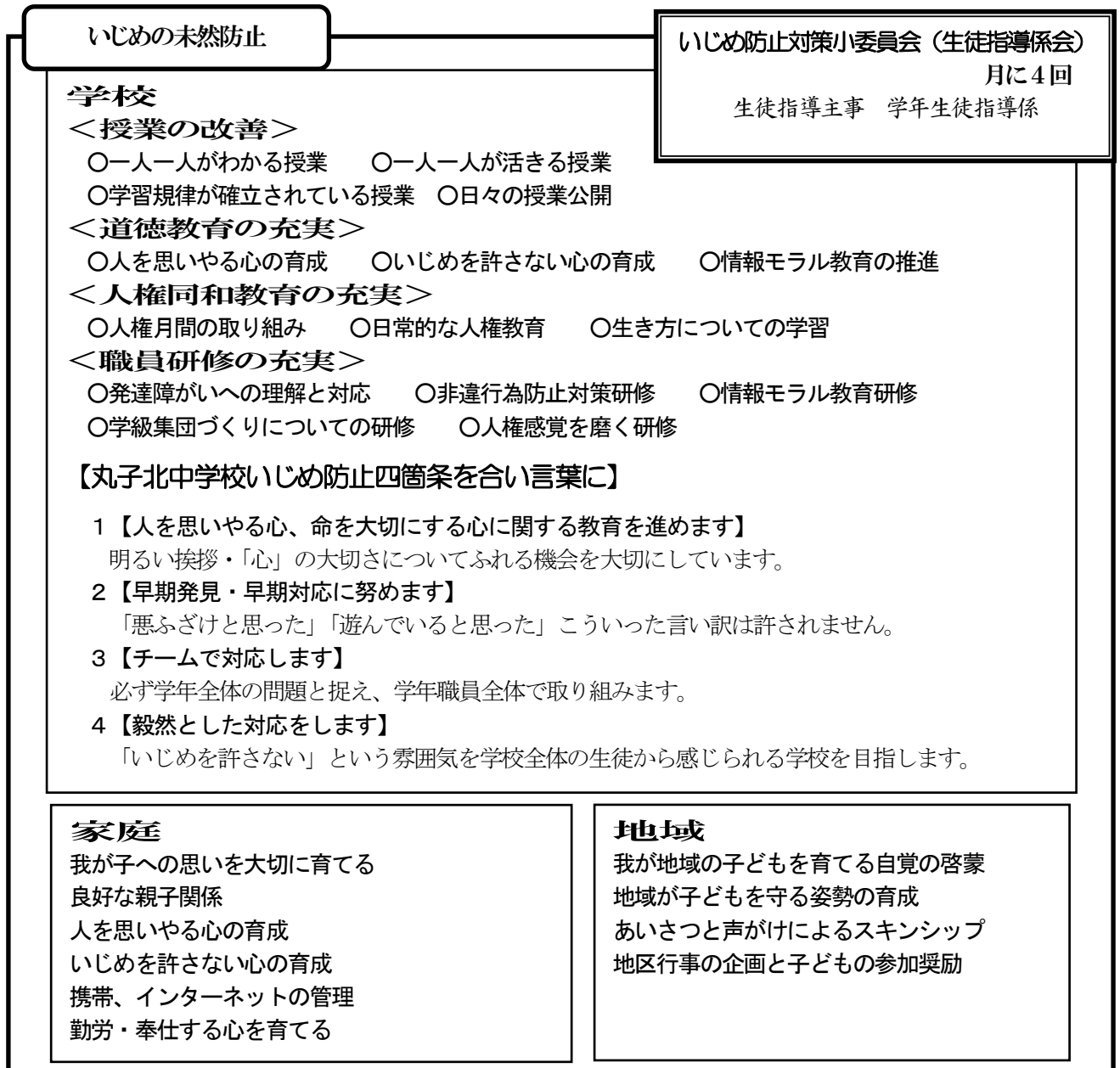
#### 5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を上田市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。**【別表2】**
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

#### 6 学校評価に対する留意事項

いじめの未然防止、実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、生徒、保護者、学校関係者の学校評価の項目に、いじめの早期発見・早期対応に関する取組を加え、適正に自校の取組を評価する。



別表2

